

いわき市議会議長 菅 波 健 様
いわき市長 清 水 敏 男 様

いわき市監査委員 木 村 清
同 佐 藤 博
同 佐 藤 和 良
同 赤 津 一 夫

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

1 監査の対象

- (1) 市民協働部
- (2) 支所

2 監査実施期間

平成28年11月24日から平成29年3月23日まで

3 監査の範囲

平成28年4月1日から同年9月30日までに執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の方法

(1) 市民協働部

部長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

(2) 支所

現地に赴き、各支所長等から事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

5 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

市民協働部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務（その1）

手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

(地域振興課)

※ 地縁認可団体に関する認可証明手数料として平成28年4月11日（月）に受領した現金については、いわき市財務規則第49条の3第1項の規定により、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月12日（火）までに払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月13日（水）に払い込まれていた。

いわき市財務規則

(収納金の払込み)

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書（第16号様式）に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日（指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日）に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 (略)

2 収入事務（その2）

資産に関する証明手数料の算出に誤りのある例が認められた。

(いわき駅前市民サービスセンター)

※ 家屋に関する証明の手数料の額は、いわき市手数料条例別表の規定により、家屋番号1号（未表示家屋については1棟）を1件250円とし、1号を増すごとに50円を加えた額とされている。

本件の証明手数料の額は、土地1筆250円及び家屋2号300円の合計550円と算出しなければならないところ、土地1件250円及び家屋2件500円の合計750円と算出し、その額を徴収していた。

いわき市手数料条例

（手数料の額等）

第2条 手数料の種類及び額は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

種類	手数料の額 (1件につき)	件数区分
土地、 <u>家屋</u> 、償却資産に関する証明	円 250	土地については、3筆までを1件とし、 <u>家屋については、家屋番号1号（未表示家屋については1棟）を1件とし、償却資産については、1物件を1件とし、1筆、1号、1物件を増すごとに50円を加えた額とする。</u>

3 支出事務（その1）

補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない例が認められた。
(地域振興課)

※ コミュニティ助成事業補助金の交付に係る事務については、市補助金等交付規則及び一般財団法人自治総合センターが作成したコミュニティ助成事業実施要綱を事務処理根拠としているが、同要綱は、一般財団法人自治総合センターと市町村等との間の事務処理について定めたものである。

補助金等の交付にあたっては、公平性や透明性の確保を図る観点から、市補助金等交付規則に定めるもののほか、要綱において、補助事業の目的、対象経費、具体的な手続及び補助限度額等を明確に定める必要があるが、当該事業に関する個別の補助金交付要綱が整備されていなかった。

補助金見直し指針（総務部総務課／平成25年2月策定）

（抜粋）4～5ページ

5 交付基準

補助金の適切な執行を図るため、新たな補助金の創設や既存補助金の見直しを行う場合の統一的な交付基準を次のとおり定めます。

(1)～(6) (略)

(7) 補助金の交付要綱の制定

補助金を交付する場合は、個別の交付要綱を制定することとします。また、す

- でに交付要綱が制定されている場合においても、公平性や透明性を高める観点から、補助対象事業や補助対象経費等を明確化するなど、必要な見直しを行います。
- (8) (略)

4 支出事務（その2）

嘱託職員に係る賃金の支出事務において、所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。

(市民課)

※ 嘱託職員に係る平成28年8月分賃金の支出事務において、前月分の通勤手当の追給を行っているが、2か月分の通勤手当14,200円については、非課税限度額も2か月分で14,200円となることから、所得税は、通勤手当の全額を控除して算出すべきにもかかわらず、1か月分の7,100円のみを控除して算出していた。

所得税法

(非課税所得)

第9条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

(1)～(4) (略)

(5) 給与所得を有する者で通勤するもの（以下この号において「通勤者」という。）がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当（これに類するものを含む。）のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるもの

(6)～(18) (略)

2 (略)

所得税法施行令

(非課税とされる通勤手当)

第20条の2 法第9条第1項第5号（非課税所得）に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる通勤手当（これに類するものを含む。）の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する部分とする。

(1) (略)

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者（その通勤の距離が片道2キロメートル未満である者及び第4号に規定する者を除く。）が受ける通勤手当 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その通勤の距離が片道10キロメートル未満である場合 一月当たり4,200円

ロ その通勤の距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合 一月当たり7,100円

ハ～ト (略)

(3)～(4) (略)

5 契約事務（その1）

予定価格の決定、入札の執行及び契約締結の事務は、予算執行の行為であるため、平成28年4月1日以後に行わなければならないが、同日前に行われていた。

（地域振興課）

※ 平成28年度いわき市市民公益活動災害補償保険業務に関する事務について、平成28年度の予算執行とするときは、予定価格の決定、入札の執行及び契約締結の事務を平成28年4月1日以後に行わなければならないにもかかわらず、予定価格の決定が同年3月25日までに、入札の執行が同日に、及び契約締結の事務が同月29日に行われていた。

地方自治法

（会計年度及びその独立の原則）

第208条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 （略）

（総計予算主義の原則）

第210条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

（契約の締結）

第234条 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4～6 （略）

いわき市財務規則

第1節 一般競争入札

（予定価格の決定）

第117条 一般競争入札を執行するときは、執行する事項に関する仕様書、設計書等により、予算の範囲内で、予定価格を決定し、予定価格書（第81号様式及び第81号様式の2）を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、30万円未満の契約の場合は、予定価格書の作成を省略することができる。

2～3 （略）

第2節 指名競争入札

（一般競争入札の規定の準用）

第127条 前節（第110条及び第112条を除く。）の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

（契約書の作成）

第131条 契約権者は、契約の相手方が確定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1)～(13) （略）

2～3 （略）

6 契約事務（その2）

土地の賃貸借に係る契約事務において、複数年契約を締結する場合に必要な措置が講じられていない例が認められた。

（市民生活課）

※ 勿来駅構内自転車駐車場敷地に係る土地の賃貸借については、契約期間を平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間としていることから、契約に当たっては、あらかじめ地方自治法第214条の規定により予算で債務負担行為として定めておくか、又は同法第234条の3の規定による長期継続契約を適用し、作成する契約書において次年度以降の予算額に減額等があった場合は契約を解除する旨のいわゆる「条件付解除条項」を設け、次年度以降の予算措置義務を回避する必要があるが、いずれの措置も講じられていなかった。

地方自治法

（債務負担行為）

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

（長期継続契約）

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

長期継続契約と債務負担行為との関係（行政実例・昭40・9自治行108）

賃借料年額10万円で5年間建物を賃借する契約は、一般的には債務負担行為として予算に定めておく必要があるが、当該契約条項中に、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があつた場合には当該契約は解除する旨の条件を附した場合は、債務負担行為とする必要はない。

7 契約事務（その3）

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

（国保年金課）

※ いわき市国民健康保険人間ドック検診業務委託に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」が講じられていなかった。

なお、次の契約についても、同様であった。

- ・ 被保険者証出力用プリンタ保守業務委託契約
- ・ 被保険者証出力用プリンタ機器賃貸借契約

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。
 - ア 建設工事又は製造の請負に係る契約
 - イ 測量又は設計に係る委託契約
 - ウ 工事用原材料の購入に係る契約
 - エ 役務の提供に係る委託契約
 - オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約
 - カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約
 - キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

- 2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。
- 3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。
 - (1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。
 - (2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

契約等からの暴力団等の排除について（財政部契約課策定）

(抜粋)

- 5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参

加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

いわき市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

(公共工事等における措置)

第9条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

<意見又は要望とする事項>

1 特定事項（中山間地域の維持・活性化のために期待される施策について）

国全体が人口減少局面に転じるなか、市人口ビジョンの基準推計によると、本市の人口も、2030年には約27万6千人、2060年には約15万4千人になるものと見込まれている。また、過疎地域における集落の小規模化、高齢化が進んでおり、その対策が全国的に課題となっている。人口減少や少子・高齢化は、多くの自治体が抱える課題であるが、特に、過疎地域や中山間地域において、その課題が顕著に現れている。

本市においても、市内各地域の活性化等に取り組むため、各支所に地域振興担当員を配置し、また、中山間地域の集落の維持・活性化を図るため、地域振興課内に中山間・沿岸地域係を設置するとともに、遠野地区及び川前地区には地域おこし協力隊を、遠野、三和、田人、川前及び小川の各地区には中山間地域集落支援員を配置し、対策に取り組んでいる。

中山間地域の維持・活性化を図るため、特に集落支援員には、各地区の資源・人材、暮らしに必要な生活サービスや、地区で抱える課題などの状況を把握する「集落点検」や「話し合い」の中核的な人材という役割が期待されている。そのなかで、地区での取り組みなどの情報を共有する機会として、年1回、集落支援員間での意見交換会を実施しているところではあるが、地域振興課及び各支所が十分に連携しながら、地区相互間のネットワークのさらなる強化を図ることが求められる。また、中山間地域においては、地区住民が主体となり、地域づくりの方向性をまとめた地域づくり構想を策定しているが、とりわけ川前地区のように策定から約20年が経過しているものもあることから、魅力ある地域づくりを実現するため、時宜にかなった見直しを促進する必要があるものと考えられる。

今後、本市が直面する人口減少や少子・高齢化の課題への取り組みの一つとして、中山間地域の維持・活性化は重要な役割を果たすものである。その取り組みによる効果は直ちに現れるものではないが、柔軟に取組内容の見直しを図りながら、住民の当事者意識と自発性の醸成に努め、その地域に寄り添ったより効果的な施策を進めていくことを期待する。

（地域振興課）

（参考）中山間地域を含めた本市の地域振興に係る配置等

- ・ 地域振興担当員 平成5年度から
- ・ 中山間・沿岸地域係 平成28年度から
（平成27年度は中山間地域総括担当を配置）
- ・ 地域おこし協力隊 遠野：平成27年度から、川前：平成28年度から
- ・ 中山間地域集落支援員 川前：平成23年度から、三和：平成25年度から
その他：平成27年度から

2 特定事項（コンビニエンスストアでの証明書交付サービス開始に合わせた行政事務の効率化について）

本市は、平成28年2月からマイナンバーカードの交付を開始するとともに、同年10月3日から、当該カードの機能を活用したコンビニエンスストアでの証明書交付サービスを開始した。このサービスは、市民の幅広いライフスタイルに対応できるよう、いつでもどこでも証明書の交付が受けられる環境を整備するために進められたものであり、サービス実施により、コンビニエンスストアの営業時間の範囲で証明書の交付が受けられるなどの「市民の利便性の向上」及び証明発行以外の業務に職員をシフトできる窓口環境の整備や窓口での交付事務量の減に伴う人員削減などの「行政事務の効率化」を図ることとしている。

証明書交付サービスの利用件数は、平成29年2月末現在で632件であり、普及途上ではあるが、市役所の窓口に行かずに市内154店舗をはじめとする全国のコンビニエンスストアで住民票や印鑑登録証明書などの交付が受けられる環境が整備されたことにより、市民の利便性の向上が図られた一方、導入経費や運用に要する経費を踏まえ、もう一つの期待する効果である行政事務の効率化をどのように図るかが今後の課題となっている。

このため、マイナンバーカードの普及率や、サービスの利用状況、窓口対応の状況等を見極めながら、市内4か所に設置された窓口コーナーの廃止など窓口体制の見直しについて、市民課業務の観点から、行政事務の効率化を進める必要があるものとする。

（市民課）

3 特定事項（いわき市高額療養費貸付基金による貸付制度の必要性について）

いわき市高額療養費貸付基金は、医療費の患者負担に上限を設けた高額療養費制度が、いったん窓口で患者負担の全額を支払った後に、申請により上限を超えた分の支給を受ける制度であることから、当面の医療費支払いに困窮する者へ貸付けを行うための財源として、昭和59年度に設置されたものである。

当該基金の設置以来30年以上が経過しているが、平成19年度から限度額適用認定証の制度（認定証の提示により窓口での支払金額を患者負担上限額までとするもの）が始まり、当初は入院に限るものであったが、平成24年度からは外来も対象となり、医療費支払に係る患者負担軽減策の拡充と普及が進んでいる。過去10年間の貸付実績を見ると、平成18年度の件数は818件、金額は1億3,101万円であったのに対し、平成28年度2月末現在の件数は14件、金額は339万4千円となっており、件数及び金額ともに大きく減少している状況にある。

現在、貸付制度の実質的な利用者は、限度額適用認定証を提示せずに診療を受けた者に限られており、基金設置時とは貸付制度を取り巻く社会情勢や行政需要が変化している。このため、基金の設置目的及びその運用状況を踏まえ、貸付制度の必要性についてあらためて検討し、所要の見直しを行う必要があるものとする。

（国保年金課）

（参考）高額療養費貸付基金による貸付実績

年度	貸付件数	貸付金額（円）	備考
18	818	131,009,590	
19	787	129,825,194	限度額適用認定証制度開始（入院）
20	413	58,808,266	
21	103	8,876,339	
22	133	8,144,900	
23	118	8,301,000	
24	57	3,290,670	限度額適用認定証制度拡大（外来）
25	11	1,248,300	
26	28	2,851,500	
27	5	646,900	
28	14	3,393,800	2月末現在

支 所

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務（その1）

行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電話料等の算出に誤りのある例が認められた。

（小名浜支所市民課、勿来支所市民課、四倉支所市民課）

【事例1】小名浜支所市民課

※ いわき市社会福祉協議会小名浜地区協議会に対する行政財産使用許可に伴う電話料金の実費負担金については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日付財政部長通知）」の規定により、子メーターがない場合として算出しているが、算出の基礎となる使用許可部分を含む施設の面積を誤って適用していた。

なお、勿来支所市民課についても同様とされていた。

【事例2】勿来支所市民課

※ いわき市水道局に対する行政財産使用許可に伴う電気料金の実費負担金については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日付財政部長通知）」の規定により、子メーターがある場合として算出すべきところ、子メーターがない場合として算出していた。

【事例3】四倉支所市民課

※ いわき市水道局に対する行政財産使用許可に伴う電気料金の実費負担金については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日付財政部長通知）」の規定により、子メーターがある場合として算出すべきところ、当該通知と異なる取扱いにより算出していた。【類例1件あり】

いわき市財務規則

（光熱水費等の負担）

第246条 財産管理者は、行政財産の使用許可を受けて当該財産を使用する者をして、当該財産に附帯する電話、電気、ガス及び水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、免除することができる。

行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成 25 年 10 月 25 日 財政部長通知）

2 徴収の方法

(1) 電気代

① 子メーターがある場合

$$\text{使用許可部分を含む施設に係る請求金額} \times \frac{\text{使用許可部分の使用量}}{\text{使用許可部分を含む施設の使用量}}$$

② 子メーターがない場合

$$\text{使用許可部分を含む施設に係る請求金額} \times \frac{\text{使用許可部分の面積}}{\text{使用許可部分を含む施設的面積}}$$

(2) (略)

(3) 電話代、水道代、ガス代等

原則として、使用者が自ら事業者と契約し、負担することとする。

これによることができない場合は、2-(1)の電気代の算式によるものとする。

2 収入事務（その2）

畜犬登録等手数料に係る収入事務において、調定金額に誤りのある例が認められた。

(遠野支所)

※ 集合方式による狂犬病予防注射時においては、市民が注射会場の窓口で支払う自己負担額のうち、注射料金分については、社団法人福島県獣医師会いわき支部が受領し、畜犬登録等手数料については、市の歳入として徴収している。

平成28年4月14日に実施した集合注射時における畜犬登録等手数料は、鑑札交付手数料（2件6,000円）及び注射済票交付手数料（52件28,600円）の計34,600円であったにもかかわらず、200円多い34,800円で調定を行っていた。

いわき市保健衛生関係手数料条例

(手数料の徴収)

第2条 別表に掲げる事務については、同表に定めるところにより手数料を徴収する。

別表（第2条関係）

事務	単位	金額	徴収時期
狂犬病予防法第4条第2項の規定による犬の登録及び鑑札の交付	1頭	<u>3,000円</u>	申請の際
狂犬病予防法第5条第2項の規定による犬の狂犬病予防注射済票の交付	1件	<u>550円</u>	交付の際
狂犬病予防法施行令第1条の2の規定による犬の鑑札の再交付	1件	1,600円	申請の際
狂犬病予防法施行令第3条の規定による犬の狂犬病予防注射済票の再交付	1件	340円	申請の際

3 収入事務（その3）

土地境界に関する調査証明手数料に係る収入事務において、手数料の算出に誤りのある例が認められた。

(勿来支所経済土木課)

- ※ 土地境界に関する調査証明手数料は、市手数料条例の規定に基づき、1境界を1件とし、1件につき250円納付することとされている。また、その件数については、境界確定事務を行う関係各部で策定された境界確定事務取扱要領に基づき算出することとされており、同要領では1境界とは1筆と1筆の土地の境であることを基本とした取扱いとなっている。
- 勿来地区の市道に係る境界確定事務においては、2境界を調査し2件分として500円と算出しなければならないところを1件分として250円と算出していた。【類例1件あり】

いわき市手数料条例

(手数料の額等)

第2条 手数料の種類及び額は、別表のとおりとする。

(手数料の納付)

第3条 手数料は、申請の際納付しなければならない。ただし、証明書、謄本、抄本及び写しについては、交付を受ける際納付するものとする。

2 既に納付した手数料は、還付しない。

別表（第2条関係）

種類	手数料の額 (1件につき)	件数区分
公租に関する証明	円 250	1年度、1税目に関する事項を1件とする。
土地、家屋、償却資産に関する証明	250	土地については、3筆までを1件とし、家屋については、家屋番号1号(未表示家屋については1棟)を1件とし、償却資産については、1物件を1件とし、1筆、1号、1物件を増すごとに50円を加えた額とする。
<u>土地境界に関する調査証明</u>	250	<u>1境界を1件とする。</u>
消防に関する証明	250	1通を1件とする。
その他の証明	250	1通を1件とする。
固定資産課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳又は地籍図の閲覧	250	1枚を1件とする。ただし、地籍図については、1字を1件とする。
その他の公簿、公文書又は図面の閲覧	250	1種類1回を1件とする。

境界確定事務取扱要領

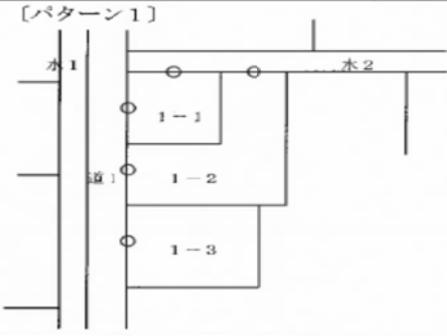
【手数料の額について】

- ・ いわき市手数料条例第2条の別表、「土地境界に関する調査証明」により、1境界を1件とし、1件につき250円を徴収する。
- ・ 1境界とは、1筆と1筆の土地の境であることから、次の事例を参考に境界数を決めるものとする。
- ・ 公共用財産が1筆であっても、管理者が異なる場合は、別な筆として取扱うものとする。

- ・ 認定路線等が違って、管理者が同一の場合は、筆の数で決定する。（パターン3）。

○ 境界件数の取扱い例

【パターン1】

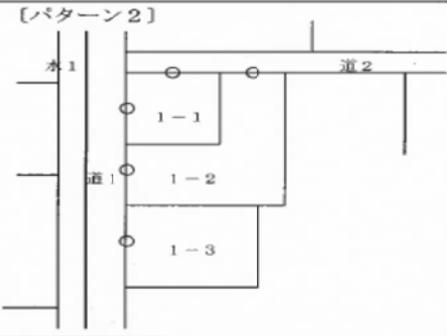


1件の申請で、1-1、1-2、1-3に対する境界確認が発生した場合

- ・ 確認する境界の数は、
- ① 1-1と道1
- ② 1-2と道1
- ③ 1-3と道1
- ④ 1-1と水2
- ⑤ 1-2と水2 で、5境界となる。

- ・ 手数料は、
- ① 道路分3境界で750円
- ② 水路分2境界で500円 となる。

【パターン2】

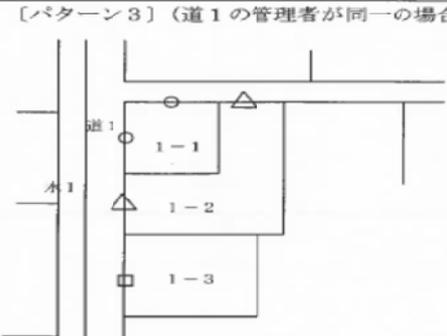


1件の申請で、1-1、1-2、1-3に対する境界確認が発生した場合

- ・ 確認する境界の数は、
- ① 1-1と道1
- ② 1-2と道1
- ③ 1-3と道1
- ④ 1-1と道2
- ⑤ 1-2と道2 で、5境界となる。

- ・ 手数料は、
- ① 道路分5境界で1250円となる。

【パターン3】（道1の管理者が同一の場合）

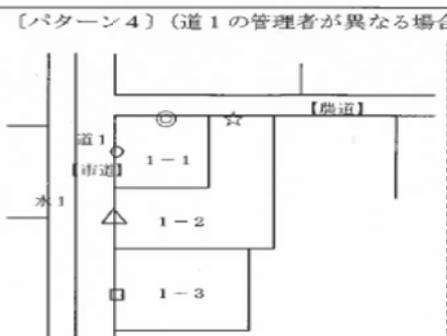


1件の申請で、1-1、1-2、1-3に対する境界確認が発生した場合

- ・ 確認する境界の数は、
- ① 1-1と道1 (○)
- ② 1-2と道1 (△)
- ③ 1-3と道1 (□)

- ・ 手数料は、
- ① 道路分3境界で750円となる。

【パターン4】（道1の管理者が異なる場合）



1件の申請で、1-1、1-2、1-3に対する境界確認が発生した場合

- ・ 確認する境界の数は、
- ① 1-1と道1【市道】(○)
- ② 1-2と道1【市道】(△)
- ③ 1-3と道1【市道】(□)
- ④ 1-1と道1【農道】(◎)
- ⑤ 1-2と道1【農道】(☆)

- ・ 手数料は、
- ① 道路【市道】分3境界で750円
- ② 道路【農道】分2境界で500円

4 収入事務（その4）

土地境界に関する調査証明手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例、払込み及び調定が行われていない例が認められた。

（勿来支所経済土木課）

※ 土地境界に関する調査証明手数料として平成28年7月13日（水）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月14日（木）までに払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月29日（金）に払い込まれていた。

また、平成28年8月2日（火）に受領した現金については、監査実施時点（平成28年12月13日）において払い込まれておらず、調定も行われていなかった。

いわき市財務規則

（調定の時期）

第37条 調定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) 納期の一定している収入金で納入の通知を発するもの 市長が別に定めるものを除くほか、納期の10日前まで
- (2) 納期の一定している収入金のうち申告納付又は申告納入に係るもの 申告書の提出のあったとき。
- (3) 随時の収入金で納入通知書を発するもの 原因の発生したとき。
- (4) 随時の収入金で納入通知書を発しないもの 原因の発生したとき又は収入のあったとき。

2 （略）

（収納金の払込み）

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書（第16号様式）に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日（指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日）に直ちにこれを払い込まなければならない。

- 2 会計管理者が指定する公所の出納員及び公所以外の分任出納員で収納金融機関が遠隔の地にある場合等においては、前項の規定にかかわらず、おおむね1週間ごとにまとめて払い込むことができる。

5 収入事務（その5）

畜犬登録等手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

（小川支所）

※ 畜犬登録等手数料として平成28年5月9日（月）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月10日（火）までに払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月11日（水）に払い込まれていた。

いわき市財務規則

（収納金の払込み）

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書（第16号様式）に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。
ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日（指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日）に直ちにこれを払い込まなければならない。

- 2 会計管理者が指定する公所の出納員及び公所以外の分任出納員で収納金融機関が遠隔の地にある場合等においては、前項の規定にかかわらず、おおむね1週間ごとにまとめて払い込むことができる。

6 支出事務（その1）

交際費に係る支出事務において、前渡資金を受領する以前に支払をしている例が認められた。

(遠野支所)

※ 支所長交際費に係る7月分の前渡資金受領日が7月14日であったにもかかわらず、受領日以前の7月3日に支払がされており、職員による一時立替払いが認められた。

地方自治法

第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。

- 2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。

いわき市財務規則

(前渡資金の支払方法)

第78条 資金前渡職員は、前渡資金の支払をするときは、法令又は契約の規定に基づき、当該支払が資金前渡を受けた目的に適合するかどうか、正当であるかどうか、その他必要な事項を調査し、支払をすべきものと認めるときは支払の決定をし、領収書を徴して支払をするとともに、直ちに支払う場合を除くほか、前渡資金経理簿（第5号様式）を整理しなければならない。ただし、領収書を徴し難いものについては、支払を証明するに足りる書類を債権者その他の者から徴さなければならない。

7 支出事務（その2）

嘱託職員の賃金に係る支出事務において、所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。

(小川支所)

※ 宿直業務に従事する嘱託職員の賃金について、8月分の課税対象額70,400円に対し、所得税法第28条の給与所得として同法第185条第1項第2号イの規定により、給与所得の源泉徴収税額表（月額表）の乙欄を適用し、復興特別所得税と併せて3.063%の税率で2,156円を源泉徴収すべきところ、2,153円を源泉徴収していた。

所得税法

（給与所得）

第28条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2～4 （略）

（源泉徴収義務）

第183条 居住者に対し国内において第28条第1項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

2 （略）

第185条 次条に規定する賞与以外の給与等について第183条第1項（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はへに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）並びに当該申告書に記載された控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には第194条第1項第6号（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族とし、当該申告書に記載された控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第4項に規定する国外居住親族（第187条（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）及び第190条第2号ハ（年末調整）において「国外居住親族」という。）である場合には第194条第4項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。次条において「主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」という。）の有無及びその数に応ずる次に定める税額

イ～へ （略）

(2) 前号及び次号に掲げる給与等以外の給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はへに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された第百九十五条第一項第三号（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（これらの控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第四項の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。）の数に応ずる次に定める税額

イ 給与等の支給期が毎月と定められている場合 別表第二の乙欄に掲げる税額

ロ～へ （略）

(3) （略）

2 （略）

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
（源泉徴収義務等）

第28条 所得税法第4編第1章から第6章まで並びに租税特別措置法第3条の3第3項、第6条第2項（同条第11項において準用する場合を含む。）、第8条の3第3項、第9条の2第2項、第9条の3の2第1項、第37条の11の4第1項、第37条の14の2第8項、第41条の9第3項、第41条の12第3項、第41条の12の2第2項から第4項まで及び第41条の22第1項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に行うべきものに限る。）の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法第2条第8号に規定する法定納期限をいう。第30条第1項において同じ。）までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額とする。

3～7 （略）

（居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例）

第29条 居住者に対して支払うべき所得税法第183条第1項に規定する給与等（次条において「給与等」という。）について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができる。

(1) 所得税法第185条第1項又は第186条第1項の規定による所得税の額及び前条第2項に規定する復興特別所得税の額 同法別表第2から別表第4までに定める金額及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

(2) （略）

2 （略）

3 財務大臣は、第1項第1号の表又は同項第2号の方法を定めたときは、これを告示する。

給与所得の源泉徴収税額表（平成28年分）

月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一（平成27年3月31日財務省告示第114号改正））

給与所得の源泉徴収税額表（平成28年分）

(一) 月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一（平成27年3月31日財務省告示第114号改正））（～166,999円）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶 養 親 族 等 の 数							乙 税 額
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	
以 上	未 満	税 額							税 額
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	3,300

8 支出事務（その3）

庁舎管理に関する事務において、事業系一般廃棄物の排出に事業者専用袋が使用されていない例が認められた。

(遠野支所)

※ 事業系一般廃棄物については、市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第20条第4項及び市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第8条第3号の規定により、事業者が排出する際に事業者専用袋を使用しなければならないとされているが、支所から排出される事業系一般廃棄物について、事業者専用袋が使用されず、市規格ごみ袋が使用されていた。

いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(市による一般廃棄物の処理)

第18条 (略)

2 市は、一般廃棄物処理計画等に従って、前項の規定による処理に支障のない限りにおいて事業系一般廃棄物を処理することができる。

3 (略)

(事業系一般廃棄物の適正処理)

第20条 (略)

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しないときは、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。ただし、第18条第2項の規定により市が行う事業系一般廃棄物の処理によるときは、この限りでない。

3 前項の場合において、事業者は、その事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画等に従って、分別し、これを保管し、及び排出しなければならない。

4 事業者は、市が行う事業系一般廃棄物の収集に際して、排出する場所、容器等規則で定める排出基準に従わなければならない。

5 (略)

(一般廃棄物処理手数料)

第29条 市が行う一般廃棄物の処理で別表第1に掲げるものについては、それぞれ同表に定める額の手数料を徴収する。

2 (略)

別表第1 (第29条関係)

区分	金額
市民又は事業者が処理施設に搬入する廃棄物の焼却処分又は埋立処分	10キログラムにつき100円
一般廃棄物処理計画で定める大型ごみの収集、運搬及び処分	1,530円を超えない範囲内で品目別に規則で定める額
<u>事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分(再生することを含む。)</u>	<u>1容器につき150円</u>
犬、猫その他の動物の死体の収集、運搬及び処分	1体につき1,030円

いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

(事業系一般廃棄物の排出基準)

第8条 条例第20条第4項の規則で定める排出基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 排出に使用する容器は、事業者専用袋（第5号様式）とすること。

9 契約事務（その1）

業務委託に係る契約事務において、契約期間が不明確で、必要な予算措置がないまま、自動更新としている例が認められた。

(田人支所)

※ 田人支所自家用電気工作物保安管理業務委託については、平成28年4月1日付けで契約を締結しているが、契約書中に契約期間の終期年が記載されていなかった。また、債務負担行為による次年度以降の予算措置がなされていないにもかかわらず、双方異議の申し出が無い場合には契約期間を更に1年間有効とする内容となっていた。

地方自治法

(債務負担行為)

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

10 契約事務（その2）

業務委託に係る契約事務において、契約後に契約締結伺の起案決裁がなされている例が認められた。

(勿来支所市民課)

※ 産業廃棄物収集運搬処理業務委託（廃蛍光管）について、平成28年6月23日付けで契約を締結しているが、見積結果報告兼契約締結伺の決裁日は、同日以降の6月30日とされていた。

11 契約事務（その3）

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(勿来支所経済土木課、常磐支所経済土木課、田人支所)

※ 川部財産区における土地の貸付に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の

締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。

なお、次の契約についても同様とされていた。

- ・ 湯本財産区第一配湯所自家用電気工作物保安管理業務委託
- ・ 湯本財産区第二配湯所自家用電気工作物保安管理業務委託
- ・ 田人支所自家用電気工作物保安管理業務委託

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

ウ 工事用原材料の購入に係る契約

エ 役務の提供に係る委託契約

オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団等と認められる者

(2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者

(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。

(2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

契約等からの暴力団等の排除について（財政部契約課策定）

(抜粋)

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

いわき市暴力団排除条例

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

（公共工事等における措置）

第9条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

<意見及び要望とする事項>

1 契約事務（長期継続契約の適用の検討について）

業務委託に係る次の契約事務については、同一業者と長期間にわたって単年度契約を続けているが、いわき市長期継続契約に関する条例第2条第4号の規定に基づき、長期継続契約の適用が可能であることから、事務手続の効率化を図るため、契約の実態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。

なお、久之浜・大久支所においては、平成28年度からの委託業務であるが、他支所と同様に長期継続契約の適用が可能であることから、契約の形態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。

（小名浜支所市民課、勿来支所市民課、常磐支所市民課、内郷支所、四倉支所市民課、遠野支所、小川支所、好間支所、田人支所、久之浜・大久支所）

※ 事例が認められた契約

課 等 名	契 約 名
小名浜支所市民課	自動扉開閉装置保守管理業務委託（小名浜支所）
	自動ドア開閉装置保守管理業務委託（小名浜支所北分庁舎）
勿来支所市民課	自動ドア開閉装置保守管理業務委託
	昇降機保全業務委託
常磐支所市民課	自動ドア開閉装置保守管理業務委託
内郷支所	自動ドア保守点検業務委託
四倉支所市民課	自動ドア開閉装置保守管理業務委託
遠野支所	自動ドア開閉装置保守管理業務委託
小川支所	自動ドア保守点検業務委託
好間支所	自動扉開閉装置保守管理業務委託
田人支所	自動ドア開閉装置保守管理業務委託
	田人ふれあい館昇降機保守管理業務委託
久之浜・大久支所	昇降機保守点検業務委託
	自動ドア保守点検業務委託
	無電自動ドア保守点検業務委託

地方自治法

(長期継続契約)

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

地方自治法施行令

(長期継続契約を締結することができる契約)

第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

いわき市長期継続契約に関する条例

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機、複写機その他の機器（当該電子計算機において使用するソフトウェアを含む。）を借り入れる契約
- (2) 前号に規定する機器の保守点検に必要な役務の提供を受ける契約
- (3) 庁舎等に機器を設置して行う警備に係る役務の提供を受ける契約
- (4) 前3号に掲げるもののほか、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすことにつき相当の理由があると認められる契約

複数年契約に関する運用の見直しについて（通知）（平成27年3月23日財政部長通知）

2 見直し案

(1) 複数年契約とすることができる基準の設定

複数年契約とすることができる契約の基準を次のとおり設定する。

複数年契約とすることができる契約は、次のすべてを満たすものとする。

- ① 毎年度繰り返し、かつ、年間を通じて継続的に履行する必要がある契約
- ② 複数年にわたり契約を締結することが合理的であることの客観的な理由がある契約
- ③ 契約期間の途中で大幅な仕様の見直しや契約額の変動が予定されていない。

(例) ・ 契約の履行が可能な事業者が1者のみで、複数年にわたりその者と契約をせざるを得ないため、単年度契約とした場合に、双方に毎年度形式的な契約締結事務の負担が発生する。

※ 「契約の履行が可能な事業者が1者のみ」とは、昇降機保守点検のように設置した者でなければ対応できない場合や、協会等の団体に委託しており、個別には契約していない場合を想定しており、単に入札参加有資格者名簿に登録しているのが1者のみである場合や、必要以上の条件を設定することにより1者となる場合は対象としない。

2 財産管理事務（財産区の財産管理について）

財産区は、市の一部の区域で財産を有し又は公の施設を設け、その区域内の住民の福祉を増進することを目的に、その財産等の管理及び処分を行う権能をもった特別地方公共団体であり、本市においては、山林を財産とする5財産区（以下「川部財産区等」という。）と、温泉を財産とする常磐湯本財産区が設置されている。

平成21年度において、庁内関係部署による川部財産区等の存続等に係る今後のあり方について検討がなされたが、区域住民の意見を財産区運営に反映させるため各財産区管理会が設置されている等の理由から、今後においても各財産区の自立性を尊重するとの方針が示された。また、常磐湯本財産区においては議会を有しており、適正な財産管理も含めた運営方針をその都度決定している。

このようななか、各財産区が保有する財産の管理については、市の規則で様式化している財産台帳や基金台帳により行うこととされている。しかしながら、今般の定期監査において、各財産区における管理の実態を調査したところ、独自の様式を使用しているものや、規則の様式を使用してはいるものの、財産の価格が未記入など、内容が不十分なものが散見され、さらには、台帳自体が整備されておらず、財産の増減理由が確認できない状況なども見受けられたところであり、正確な現況の把握をはじめ、財産管理事務のあり方に疑問が生じる結果となった。

また、川部財産区等においては、木材価格の低迷による収益の悪化に加え、林業従事者の高齢化と後継者不足が顕在化する一方、常磐湯本財産区においては、温泉供給先の減少に伴う温泉使用料収入の減少や、温泉管等給湯施設の老朽化による更新費用の増加が見込まれるなど、いずれの財産区においても、運営を維持していくうえでの課題が生じている状況にある。

これらのことから、財産区事務を所管する支所はもとより、各財産区の管理運営の調整や指導の役割を担う担当部署においては、課題解消に向けた安定的な自主財源の確保と、より効果的・効率的な保有財産の活用を図るため、保有財産の正確な実態把握と適正な管理に努められたい。

（勿来支所経済土木課、常磐支所経済土木課、三和支所、田人支所、川前支所）